

東京都知事
小池百合子殿

2023年11月10日
わくわくシニアシングلز
代表 大矢さよ子
wakusenior@gmail.com

**「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」
策定にあたっての要望書**

1. わくわくシニアシングルの紹介

2015年、東京を中心に集まった任意団体「わくわくシニアシングلز」と申します。私たちは社会保障制度の恩恵を受けることもなく、支援からも外れている中高年世代のシングル女性達が、生きていく今・将来不安を共有し、单身でも生きやすい社会を求めて、活動をしています。

発足以降、会員交流・居場所作り、生きるための必要な情報を得るセミナーの実施に加え、中高年シングル女性の生活状況調査にも力を入れています。

2016年に第一回、2022年に二回目の調査を行い、その結果からの要望を国会議員や社会に届けています。マスコミも取り上げてくれたことで、中高年シングル女性が生きる困難を抱えていることは、少しずつ認知されつつあります。

2. 基本計画策定にあたっての要望に至る経緯

・中高年シングル女性の実情

当会が行った2022年調査には、40歳以上2345人の方から回答を頂きました。この調査から見えてきたことは、高い就業率(85%)にも関わらず正規雇用は半数に満たず、年収300万未満が半数超(54.2%)、とりわけ非正規雇用者・自営業の半数が年収200万未満です。自分の収入で生計をたてている「主たる生計維持者」であっても、非正規職員・自営業は51.5%と不安定雇用者が半数を超え、収入は半数超(54.2%)で年収300万未満でした。日本の女性の非正規雇用の増加、低賃金、男女の賃金格差、性別役割分担の考えが根底にある税・社会保障制度によって、中高年シングル女性は経済的困難、貧困と背合わせにいます。令和4年男女共同参画白書も中高年独身女性は、貧困のリスクを抱えて生活をしている人が多く、また既婚女性も、配偶者との離死別を契機に貧困に陥る可能性がある人が多数いることが分かると指摘しています。

この問題はマスコミでも「これから単身の女性高齢者、おひとりさま高齢者の貧困が急速に深刻化する」等とりあげられる程の社会問題になっていると言えます。

現役世代の低所得は高齢期の低年金につながるため、「いつまで働くか」の調査設問では「働ける限り、死ぬまで」と答えた人が全体で 65.6%、非正規職員、自営業では更に高い割合でした。

更に、コロナ禍・円安による物価高騰により、生活は増々苦しくなっています。

今の暮らしぶりでは「やや苦しい・大変苦しい」人が全体の 68.9%。7 割近くの人が、生活が苦しいと回答。住居費の負担の重さも生活苦に拍車をかけています。

これでは老後必要な資金を貯める余裕もありません。不動産以外の現金預金・有価証券の保有額は、「ない」人が 4 人にひとりの 26.3%。3 人にひとりには 50 万未満の資産（ない人含む）しかありませんでした。

低賃金・不安定雇用・住居費の重さ、貯金の少なさから様々な悩みを抱えています。

3 大将来不安は「自分が病気や介護が必要になった時」「仕事を継続し、生活できる賃金を得られるか」「低年金・低貯蓄による高齢期の生活不安」でした。

回答者の 7 割もの方が抱えている不安です。「将来が不安で眠れない、生きていくのが辛い」という悲痛なコメントも散見されましたが、相談先は身近な人に相談する人が大半。自治体に相談している人は 10.9%と 1 割と極めて少ない。

男女共同参画センターや女性センターの相談窓口が最も少なく、全体 2.6%でした。

行政や男女共同参画センターからの積極的呼びかけもないことから、調査のコメント欄には「将来が不安すぎて、思い悩んで死のうとしたこともあります」「ひとりで困った時、公的な相談できる場所が思い浮かばない」「公的支援の窓口はどのようなところがあるか周知してほしい」などの思いが寄せられました。

現状、中高年シングル女性は悩みや困難を抱えても、どこが相談を受けてくれるのかがわからず、抱えこんで孤立化しています。この実情を知っていただきたく、東京都が策定する困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画に、中高年シングル女性の支援も念頭において策定してくださるよう要望します。

3. 基本計画策定にあたっての要望

① 国の基本方針・支援の在り方に沿った基本計画

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下法とする）において国が策定した基本方針では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。法に基づく支援等の対象となる女性については、「法はそもそも、女性が、女性であることにより起因する問題に加え・・・、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであること、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となると記されています。

また「支援の基本的考え方」では、支援に当たっては、多様な困難な問題を抱えた若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、支援対象者の立場に寄り添った支援を行うことが必要であることとしています。

このことは、従前からの婦人保護事業の対象になっていた人以外にも、困難を抱える女性に法の施行をもって支援の門戸が開かれたこと、支援対象がひろがったことは、女性支援において画期的であり、私たちはこれを歓迎しています。

東京都の基本計画策定においては、この国の基本方針、支援の考え方に沿って委員会で議論され、策定がなされることを要望します。

② 法に関する団体へのヒアリングの実施

この法の施行をもって、今まで相談にもいけなかった私たち中高年シングル女性含め多様な困難を抱える女性への支援が具現化されるものと期待しております。

今まで支援が届かなかった女性達に支援が届くことを、東京都の基本計画では是非言及してください。

そのためにも、多様で複雑化している困難を抱える女性達の実情把握が必須であります。当会含む関係する団体へのヒアリングを行い、様々な声を拾い上げ、その内容を反映した基本計画を策定してください。

③ 相談員の育成と情報の周知

多様で複合的な困難を抱えた女性に最初に向き合う場としてある女性相談支援センター・及び支援相談員は、この法を実施していく上での核となります。

今まで相談に行けなかった、足が向かなかった困難を抱える女性が、この法が成立したことで、未来への希望をもって相談にアクセスすることは、容易に想像できることです。

その状況に対応できるセンター、及び相談員である必要があります。

そのため、センターには十分な予算を配備すること、そしてなによりも相談員が様々な困難女性に向き合えるような体制づくりが必要です。研鑽の場を多種設けるなどの工夫をしながら、法に対応できる相談員の必要性と育成を計画策定に入れてください。

最後にこの法が施行されることの周知も必要です。自分たちは支援の外にいたってきた困難女性に「この法ができたので、あなたは支援対象者です。これからは支援しますので相談してください」という情報を届けてください。広報の必要性を計画策定に盛り込んでいただけるようお願いいたします。